

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：一般財団法人大阪府バスケットボール協会]

[記載日：2021年12月14日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 2114年3月に法人化し、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて定款や諸規則を制定し、それを遵守することで、適切な団体運営及び事業運営に努めている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営に当たり、原則1(1)に挙げた関連法令の他、スポーツ施設等を利用する場合は当該施設の利用規則等を、府や市の所有する施設等を利用する場合は府や市の関係条例や規則等を遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
理事会、評議員会における計算書類及び事業報告の承認手続きや、監事による監査等を通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われている。	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 協会の目指すべき基本方針は、毎年度の事業計画書で定めており、その内容は本協会のホームページで公表している。 (https://osakabasketball.jp/)	

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役職員に対して、月次の理事会開催の度にコンプライアンス啓蒙のアナウンスを実施しているが、会議欠席の役職員に対しては実施できていない。次年度には、研修会を企画し、会議欠席の役職者へのコンプライアンス意識の向上を図っていきたい。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 指導者講習会時に、コンプライアンスの研修も実施しているが、競技者向けの教育は実施できていない。ホームページへの掲載や資料配布等により競技者に対するコンプライアンス違反事案の共有の場を設けるなど実施していきたい。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 財務会計規則を定め、これを遵守している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当協会が国庫補助金等の助成を申請・受給するにあたっては、財務会計規則及びその他の関係規則・規程等を遵守し、適正に使用している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 財務会計規則に基づき、適正な会計処理を行っている。会計処理の内容については、経理担当者2名、会計責任者（管理統括グループ長）を定め、複数人がチェックする体制を整えている。また、公認会計士を会計監査人に任命し法令に定めるところにより会計監査報告書の作成と監事への会計監査報告を依頼し、監事2名による監査を受けている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、事業計画書、収支予算書、事業報告書、役員名簿等を当協会ホームページに掲載し、公開している。	

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 年度ごとの事業報告書の他、各イベントの実施報告等を当協会ホームページや SNS で積極的に公開している。ガバナンスコードの遵守状況に関する情報の公開はできておらず、次年度より、当協会ホームページ上で公開していきます。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	